

名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8年 3月27日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

名古屋市農業委員会規程第 1号

名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会事務局規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 4号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第 3		別表第 3	
充てる職	充てられる職員	充てる職	充てられる職員
事務局長	緑政土木局長の職にある者	事務局長	緑政土木局 <u>担当局長</u> （公園緑地・農政）の職にある者

附 則

この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。